

意見書の提出について

- ・縦覧された事業計画案について意見のある場合、意見書を提出することができます。
- ・意見の内容は意見の趣旨や理由、事業計画によって受ける影響等、できるだけ具体的に記入してください。
- ・意見書の提出については、「利害関係者」に限られております。
- ・都市計画において定められた事項（土地区画整理事業の名称、区域）については、意見書の提出はできません。
- ・意見については、原則として書面で行うこととされていますが、意見書に加えて口頭で意見を述べる（口頭陳述）もできます。口頭陳述を希望される方は、意見書に口頭陳述する旨の申し入れを記入してください。
- ・意見書には住所、氏名、電話番号、意見書提出日を記入してください。（様式は任意です）
（※住所、氏名、電話番号の記載がないものは意見書として受け付けできません。）

【提出期間】

令和3年1月4日（月）～1月31日（日） ※郵送の場合は当日の消印有効

【提出先】

《持ち込みでの提出先》

① 1月4日（月）～17日（日）の期間

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所3階
住宅都市局九大まちづくり推進部九大跡地整備課
午前9時から午後5時まで

② 1月18日（月）～31日（日）の期間

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所1階
福岡市情報プラザ
午前9時から午後8時まで

《郵送、FAX、E-mailでの提出先》

郵送：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所
福岡市住宅都市局九大まちづくり推進部九大跡地整備課
FAX：092-733-5909
E-mail：kyudai-seibi.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(参考)

土地区画整理法第20条第2項、第55条第2項

当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者（以下「利害関係者」という。）は、…（中略）…縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、…（中略）…意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。